

議第97号

三島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する

条例案

三島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和44年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第3項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）が」に、「附則第2項」を「附則第3項」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金及び還付加算金については、なお従前の例による。

令和2年11月25日提出

三島市長 豊岡 武士